

2024年5月7日

## (仮称) 北海道厚田風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

住 所:札幌市白石区本通1丁目南 2-38

氏 名:一般社団法人北海道自然保護協会(会長 在田一則)

### 1. 基本的な考え方について

- 風力発電施設(以下、風車という)の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、現状では、本計画の対象地域地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。
- このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。

### 2. 意見書の提出方法について

- インターネットによる環境影響評価図書(以下、アセス書)の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、ダウンロードができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。アセス書の印刷及びダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会において公開するように要望しております。

### 3. 生物、植物への影響について

- アセス書 p.316 において、注目種クマタカの現地調査(餌種・餌量調査)の対象としてヤマドリを挙げていますが、『ヤマドリ分布調査報告書』(北海道環境科学研究センター, 1997)によると、「亜種ヤマドリは旭川市・栗山町に放鳥されたという記録があるが、放鳥年代や寿命等を考慮すると、放鳥個体が生き残っている可能性は低く、世代交代して残存している可能性がある」とされています。このような事から、アセス書はその信ぴょう性が疑われます。なぜこのようになったのか、単に間違えたという理由だけではなく明確な説明をお願いするとともに、もう一度アセス書全体を見直すべきと考えます。
- センシティブティマップでは、事業実施想定区域に隣接した地域は注意喚起レベル B であり、重要種であるクマタカ・オオワシ・オジロワシの生息地でもあることから、このような重要地において事業を進めるべきではありません。

### 4. 石狩市ゾーニングマップについて

- 石狩市では環境省からの委託事業(予算約 6,000 万円)によって、自然環境・景観・事業性・騒音など専門家等による 3 つの検討委員会と関係団体、市民参加のワーキンググループにより、

2年間にわたり、ゾーニングが検討されました。事業実施想定区域はゾーニング計画によると、「環境保全エリア」内であり、生活環境・自然環境の保全上重要な地域や、各種関係法令等による保護地区や規制区域などの「環境保全を優先すべきエリア」であることから、当該地において風力発電計画は行うことが出来ない地域と考えます。

#### 5. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について

- ・風車建設予定地より最寄りの住宅等まで約0.8kmとあまりにも至近距離であることから、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関による、2018年石狩湾新港周辺4事業による累積的影響の評価では、5km以上離れている石狩市・札幌市（北区・手稲区）・小樽市において多くの住民が圧迫感・振動感を感じ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。

また昨年、北見市常呂では風力発電7基の運転が始まりましたが、12月の北見市議会定例議会において、風車による騒音の苦情が報告されています。

- ・これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査・予測・評価を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後、もし完成し稼働するようなことがあるならば、5km圏内においてモニタリング調査を行い、調査結果が様々な悪影響を与えていることを示す場合は、発電事業を中止すべきです。

#### 6. 景観に対する影響評価手法について

- ・景観は環境影響評価では垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。当該地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても1本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数並んでいると一体のものとして見えるため、1本1本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。

#### 7. 土砂流出の危険について

- ・風車建設予定地内には、崩壊土砂流出危険地区（民有林）が存在しており、土地の改変によって下流域に影響が出る可能性が懸念されます。土砂災害防止の見地からも、改変せずに守らなければならない地域であり、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。

#### 8. 協議会について

- ・これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。

#### 9. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難

く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきです。

10. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。

以 上